官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）　一
〔官庁報告〕
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（公安審査委員会告示配一）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○厚生労働省令第十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第二条の二、第二条の二の三第三項、第二条の二の五及び第二条の二の六第二項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月九日

厚生労働大臣　上野賢一郎